

認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
認知症対応型短期利用共同生活介護事業所
みつばちハウス 重要事項説明書

Vr.R5.5.1

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号：3370201547

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型短期利用共同生活介護（以下、『介護サービス』という。）とは

- 要介護又は要支援2の状態にある認知症高齢者に対し、5～9人の少人数のグループで介護することにより、精神的安定を図り認知症の進行を穏やかにし、生活障害を減少させ認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とします。
- ご利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう、生活全般にわたる援助を行います。
- 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護サービス」という。）サービスの提供に努めるものとします。
- 食事の準備、調理や洗濯、居室の掃除は原則としてご利用者と職員等が協力して行うものとし、残存機能の維持・向上を促すような介護を行うものとします。
- ご利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動の制限を行わないものとします。

事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 郁青会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県倉敷市藤戸町藤戸1585番3 |
| (3) 電話番号 | (086) 429-3336 |
| (4) 代表者 | 理事長 秋山 正史 |
| (5) 設立年月日 | 平成4年4月16日 |

2. 事業所の名称及び所在地

- | | |
|--------------|---|
| (1) 名称 | グループホーム みつばちハウス |
| (2) 所在地 | 倉敷市中帯江114-7 |
| (3) 電話番号 | (086) 422-0072 1階部分ユニット《すみれ》
(086) 422-0772 2階部分ユニット《なのはな》 |
| (4) 事業所管理者氏名 | 管理者 谷口 伸輝 |

2. 職員の体制（1ユニットあたり）

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常勤 1名（兼務）	事業所の運営・管理責任者。職員の指揮・監督。
計画作成担当者	常勤 各1名（兼務）	ご利用者の認知症対応型共同生活介護計画または、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）の作成、日常生活の援助及び介護
介 護 職 員	常勤及び非常勤7名以上	ご利用者の日常生活の援助及び介護

職員の勤務体制（標準的時間帯における配置）

職 種	常 勤・非常勤	勤務体制	勤 務 時 間
管 理 者	常 勤	日 勤	9：00～17：30
計画作成担当者	常 勤	日 勤	9：00～17：30
介 護 職 員	常勤・非常勤	早 出	7：30～16：00
	常勤・非常勤	日 勤	9：00～17：30
	常勤・非常勤	遅 出	10：30～19：00
	常勤・非常勤	夜 勤	17：00～翌9：30

3. 利用定員

1ユニットあたり9名×2ユニット 計18名（要介護または要支援2の認定者）

※但し、短期利用共同生活介護についての利用定員は、各ユニット1名となります。

4. 介護サービスの内容及び利用料金

（1）介護サービスの内容

- ① 事業所の介護職員等は、ご利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練等を行います。
- ② 事業所の管理者は、利用者の介護目標を定め、長期及び短期の介護計画に沿った介護が提供できるよう運営します。
- ③ 重度化し、看取りの必要が生じた場合は、ご本人・ご家族・主治医・協力医療機関・訪問看護・当事業所職員等で十分に協議し、可能であれば「看取り介護に関する同意書」に基づき、実施いたします。

（2）利用料金（介護保険の一部負担金） 1ヶ月30日として計算（一割負担の場合）

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認知症対応型共同生活介（介護予防）	22,440円	22,560円	23,610円	24,330円	24,810円	25,320円
短期利用共同生活介護	23,280円	23,400円	24,480円	25,200円	25,710円	26,190円

※ 初期加算（新入居から30日間、又は医療機関へ30日以上入院した後に再入居した場合。）

30円/日

※ 医療連携加算Ⅰ（ハ） 37円/日（但し、要支援2を除く）

※ サービス提供体制強化加算Ⅱ 18円/日

（当事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合。）

- ※ 入院時費用 246 円／月
(但し、入院後 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる場合)
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算 20 円／6 ヶ月毎
- ※ 看取り介護加算 死亡日 45 日前～31 日前 72 円／日
死亡日 30 日前～4 日前 144 円／日
死亡日前々日、前日 680 円／日
死亡日 1280 円／日
- ※ 若年性認知症利用者受入加算 120 円／日 (若年性認知症者に限る)
- ※ 退居時相談支援加算 400 円／1 回のみ
(利用機関が 1 ヶ月を超え退居し、居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合)
- ※ 介護職員等処遇改善加算 1 ヶ月あたりの総単位数×18.6%
(認知症対応型短期利用共同生活介護事業を含みます)

(3) 利用料金 (介護保険以外の料金) ※1 ヶ月は、30 日として計算しています

- ① 食材費：1 ヶ月 34,650 円
(1 日あたり 1,350 円—朝食 360 円、昼食 470 円、夕食 520 円)・おやつ代を含みます。
- ② 住居費：1 ヶ月 50,000 円 (月途中で入退居の場合は日割で算出する。
【35,000 円 (生活保護の方)】)
- ③ 管理費：1 日 700 円
* 上下水道、電気代、ガス、冷暖房費、寝具リース代、その他、施設維持管理の為の保守、点検、修繕、メンテナンスの費として設定しております。
* 入院期間中の、①食材費は不要です。②居住費と③管理費は 1 ヶ月分の料金を頂きます。
- ④その他：個人の日用品費、おしめ代、理美容料金、医療費 (訪問看護を含む)、外出時のお小遣い等は個人実費負担となります。
* 生活保護被保護者等の場合、事業者の判断で、介護保険以外の料金を減額することがあります。
* 短期利用共同生活介護における利用料金は、上記①については、それぞれの食事について実費を徴収し、②③④については、ご利用された日割り (上記利用料金を 30 日で除して 1 円の位を切上げ計算した額を 1 日の料金とする) 計算を原則とします。

(4) 入居の際、持参していただく物

生活用品一式 (家具、衣類、日用品)

- ※ 居室のスペース上、あまり多くのものはご持参いただけないかもしれませんが、できる限りご本人様が愛用されている品を使っていたいただきたいと思います。
- ※ 短期利用共同生活介護の場合、寝具・家具については、事業所でご用意いたしますが、それ以外の衣類、日用品についてはご持参下さい。

(5) 利用料金のお支払方法

前記 (2) (3) の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。翌月 25 日までに現金または、以下振込み先へお支払い下さい。

振込先： ☆中国銀行 藤戸支店 普通預金 1340636

社会福祉法人郁青会 施設会計 理事長 秋山 正史

※自動引き落としを希望される場合、手数料として1回につき55円が必要となります。

(6) 退居にあたっての注意

居室内にご本人の故意的な破損等が認められる場合は、原状に復していただくための費用を別途申し受けます。

※短期利用共同生活介護においては、明らかにご利用されたことによる破損等についてのみ、修理等に係る実費としてご請求いたします。

5. 入居対象者

- (1) 認知症の程度：認知症の診断があり、初期から中期の認知症高齢者。
- (2) 身の自立：概ね身の自立ができていて共同生活を送ることに支障がない高齢者。
- (3) 介護保険において、要支援2又は要介護者と認定された倉敷市の被保険者。

6. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年2回以上、避難・誘導その他必要な訓練を行います。

7. 事故発生時の対応

事故が発生した際は、予め策定した「緊急時マニュアル・緊急連絡要綱」に従い対処します。

- (1) 当事業所は、介護サービスの提供を行なっている時に事故が発生した場合は市町村・利用者の家族に連絡を行なうとともに必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置は、関係書類に記載するものとします。
- (3) 当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. その他運営の留意事項

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (3) 上記に関わらず、他の事業者と情報を共有し利用者の福祉の向上に寄与する為に開かれるサービス担当者会議（部外）においては、あらかじめいただく、個人情報提供同意書に基づき、個人情報を用います。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口又は事業所の備付けの意見箱にて受け付けます。

- 苦情受付担当者 矢野 真恵《介護職員》
- 苦情解決責任者 谷口 伸輝《管理者》
- 受付時間 毎日 9:00～17:30
- 電話番号 086-422-0072
- FAX 086-422-0172

(2) 第三者委員

☆竹下 穰 (たけした ゆたか) 特別養護老人ホーム 施設長
 倉敷市藤戸町藤戸1585-1 ☎086-429-0018
受付時間 (午前8時30分～午後5時30分)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市役所 介護保険課	所在地	〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
	電話番号	086-426-3343
	受付時間	<u>8:30～17:15</u>
岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	〒700-8568 岡山市北区桑田町11番6号
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	<u>8:30～17:00</u>

福祉サービス苦情解決委員会 (岡山県運営適正化委員会)	所在地	〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 岡山総合福祉・ホランテア NPO 会館内 (きらめきプラザ)
	電話番号	086-226-9400
	受付時間	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝祭日は除く)

10. 身体拘束の廃止について

- (1) 生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、言葉や、態度による行動制限・身体拘束等全ての行為について否定し廃止をし、又は再び行うことを禁止します。
- (2) やむを得ず身体拘束する際には、別紙の取り決め事項に従い要件を満たすもののみ行えるものとする。

11. 外部評価について

当事業所は、2年に1度、県が選定した外部評価機関による外部評価を受けています。

評価結果につきましては、玄関にて開示しています。

☆評価機関名； 特定非営利活動法人 津高生活支援センター

☆直近の実施日； R5年10月31日

令和 年 月 日

介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定認知症対応型共同生活介護事業所

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

指定認知症対応型短期利用共同生活介護事業所

グループホーム みつばちハウス

(なのhana・すみれ)

職 名 _____

氏 名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意しました。

〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 (明治・大正・昭和) 年 月 日生

連絡先 ☎ () _____

家族 (代筆者) 氏名 _____ (印)

続柄 ()

代筆理由 ()

